

令和4年4月1日

## 公示第640号

電通健康保険組合の規約の一部を次のとおり改正する。

組合規約 第45条中「72分の43は事業主」を「100分の60は事業主」に、「72分の29は被保険者」を「100分の40は被保険者」に改める。

組合規約 第45条2中「72分の43は事業主」を「100分の60は事業主」に、「72分の29は被保険者」を「100分の40は被保険者」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

4月1日から
掲示期間 —————
4月7日まで